

介護老人保健施設の
介護人材確保に向けた
モデル事業



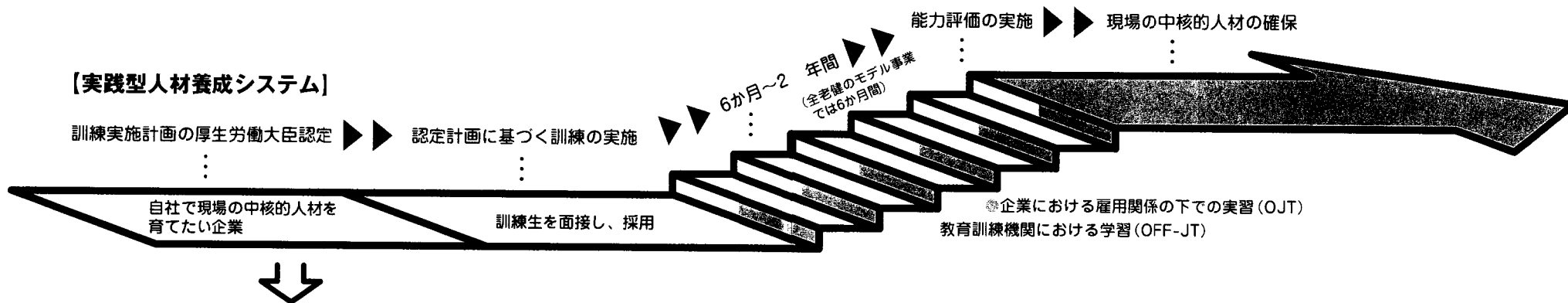
実践型人材養成システム(助成金給付)を活用して
優秀な介護スタッフを育ててみませんか？



施設スタッフの確保とスキルアップのための 実践型人材養成システムとは

熟練技能を有する団塊世代の大量引退と、ものづくりやサービスの現場への若者の入職減少が相まって、現場を支える人材の効果的な育成が急務となっています。そこで、現場の中核となる実践的な技能を備えた職業人を育成するための「実践型人材養成システム」が法律に位置付けられました。

このシステムは、「企業が主体」となり「新規学卒者」を主たる対象として、「自らの企業における雇用関係の下での実習(OJT:On the Job Training)」と「教育訓練機関における自社のニーズに即した学習(OFF-JT:Off the Job Training)」とを組み合わせる、新たな実践型の訓練システムです。



【実践型人材養成システム】

訓練実施計画の厚生労働大臣認定

認定計画に基づく訓練の実施

自社で現場の中核的人材を育てたい企業

訓練生を面接し、採用

能力評価の実施

現場の中核的人材の確保

6か月~2年間
(全老健のモデル事業では6か月間)

企業における雇用関係の下での実習(OJT)
教育訓練機関における学習(OFF-JT)



■認定のための要件

厚生労働大臣の認定を受けます

- 訓練期間は6か月以上2年以下であること(全老健のモデル事業では6か月間)
- 総訓練時間は、訓練期間1年あたり850時間以上であること
- 総訓練時間に占めるOJTの時間数の割合は、2割以上8割以下であること
- 対象者は、新たに雇い入れる15歳以上35歳未満の者であること(全老健のモデル事業では平成20年4月1日の採用)
- 訓練の修了時に客観的かつ公正な方法で職業能力を評価すること

システムを運用することでのメリット

■施設が求める現場の中核的人材の育成・確保が可能となる

実践型人材養成システムでは、仕事の興味や問題意識を喚起しながら理論面での学習に取り組みせつつ、現場の生きた技能・技術を習得させることにより、実践的かつ体系的な能力を備えた人材の育成・確保が可能となります。

■計画的な技能の継承が可能となる

実施計画の策定や教育訓練期間中を通して、人材育成の専門家のアドバイスが得られることにより、施設に必要な技能の継承を計画的に行うことができます。

■介護サービスの質が向上する

就業者のキャリアアップによる技術の向上が、ひいては介護サービスの質の向上を招き、利用者の満足度を高めます。

認定を受けることでのメリット

■若者育成に積極的な老健施設であることのPRが可能となる

厚生労働省の認定を受けると、募集広告等に「認定実践型人材養成システム」と表示することができます。これにより、若者の人材育成に積極的な企業であることの評価を得て、優れた人材の確保、定着等の効果が期待できます。

■各種支援制度(助成金等)を活用することにより 訓練にかかる経費負担を軽減できる

実践型人材養成システムを実施するとともに、各種支援制度の手続きを行い、要件を満たした場合に、助成金等の支援制度を活用することができます。



「実践型人材養成システム」を活用した6か月間のモデル事業 [標準総時間595時間 (OJT:455時間、OFF-JT:140時間)]

介護福祉士をはじめ有資格者確保が困難な状況になってきています。さらに、介護学校の数も年々少なくなり、専門性を有した人材の確保がいちだんと厳しくなっている現状では、各施設における独自の取り組みが必要となってきています。そこで、全老健では、厚生労働省より委託された「平成19年度実践型人材養成システム普及のための地域モデル事業」を実施します。

本モデル事業において、施設が作成する訓練実施計画の策定や各種支援制度の活用のためのお手伝いをするとともに、ヘルパー2級の資格を取得できる研修を東京と福岡で開催します。

以下、各施設が行う「実践型人材養成システムの手続き」と全老健において準備している「モデル事業」についての流れをご説明します。

スケジュール

平成19年
9月

平成19年
10月

平成19年
11月末

平成20年
4月

平成20年
9月末

各施設が行うこと

① 訓練実施計画を作成します

施設と教育訓練機関が十分に協議し、OJTと教育訓練機関における学習とを密接に組み合わせた訓練実施計画を作成します。

② 訓練実施計画を申請し厚生労働大臣の認定を受けます

認定申請は、都道府県センターを通じて厚生労働大臣に提出することができます。

③ 訓練生を募集します

※ただし、ヘルパー2級、介護福祉士の資格保有者は対象外となります。
企業の広告や募集広告等に「認定実践型人材養成システム」と表示し、訓練生を募集することができます。

④ 訓練生を選考し、雇用契約・訓練契約を締結します

お互いの合意の上、雇用契約・訓練契約を締結します。
訓練期間中の訓練生は、労働者ですので労働関係法令を遵守することが必要です。

⑥ 職業能力を評価します

技能検定、職業能力評価基準のほか、各種法令に基づく資格制度等の客観的かつ公正な方法により実施します。

⑤ 訓練開始

ヘルパー2級研修の修了後、介護福祉士資格を持つ訓練担当者を中心にOJTを実施してください。

- 高校等在学生向け体験コースの運営
- 訓練希望者と訓練実施施設の合同説明会・面接会の開催



全老健がサポートすること

① モデルカリキュラムおよび能力評価書の作成

介護保険制度の基礎、介護老人保健施設の理念と役割および介護概論を中心とするヘルパー2級の座学および介護専門技能習得を目指すOJTのモデルカリキュラムおよび能力評価書を作成します。

② 申請書類のひな型提供

助成金の申請

③ 募集パンフレットの作成

《モデル事業を実施するメリット》

- 若者育成に積極的な老健施設であることのPRが可能となる
- 各種支援制度(助成金等)を活用することにより訓練にかかる経費負担を軽減できる
- 訓練生の資質をモデル事業期間中に見極め、中核的人材の育成・確保が可能となる
- 施設中の教育訓練体制(OJT)が確立でき、計画的な技能の継承が可能となる

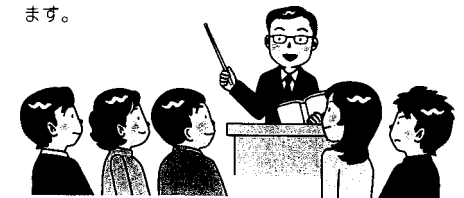
OFF-JT
(140時間)
ヘルパー2級取得

OJT
(455時間)

助成金の受領

④ 介護老人保健施設介護職養成(ヘルパー2級)研修の開催

(財)介護労働安定センターの協力のもと、東京と福岡において開催します。





**貴施設が「実践型人材養成システム」(厚生労働省)の
認定を受けると、介護人材養成のための
助成金を受けることができます。**

《今回のモデル事業で参加施設が受けることができる助成金受給額》

①OJT(職場内研修)に係る助成金受給について

訓練生1人あたり1時間600円(40万8千円を限度とする)

②OFF-JT(外部研修)に係る助成金受給について

以下の経費の3分の1(施設の規模によっては4分の1)に相当する額

- ・ 外部研修にかかる受講料(1人あたり5万円を限度とする)
- ・ 外部研修中の賃金等

※詳細については、最寄りの(独)雇用・能力開発機構都道府県センターまで
お問い合わせください。

また、実践型人材養成システムの実施や厚生労働大臣の認定に関する相談
に関しても、最寄りの(独)雇用・能力開発機構都道府県センターまでお問
い合わせください。



社団法人 全国老人保健施設協会

〒105-0014 東京都港区芝2-1-28 成旺ビル7階
TEL 03-3455-4165 FAX 03-3455-4172 URL <http://www.roken.or.jp/>
担当：白井・大矢